

- 本人が登録に来られない場合(代理人による登録)  
※2回窓口に来ていただきます。 ◆即日登録できません。登録完了までに数日かかります。

<p>◀1回目▶</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 登録する印鑑</li><li>● 代理人選任届(印鑑登録者本人が全て記入したもの)</li><li>● 代理人の本人確認書類 ※官公署発行の顔写真付き身分証(1点)の提示 または健康保険の資格確認書・年金手帳等のうち2点の提示が必要</li></ul> <p>☆申請者の本人確認及び意思確認のために本人自宅(住民登録地)に「印鑑の登録に関する照会書」を郵送します。</p>	<p>◀2回目▶・・・1回目の申請から30日以内に</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 印鑑の登録に関する照会書(印鑑登録者本人が必要事項を記入したもの)</li><li>● 代理人の本人確認書類 ※官公署発行の顔写真付き身分証(1点)の提示 または健康保険の資格確認書・年金手帳等のうち2点の提示が必要</li><li>● 登録する印鑑</li><li>● 登録者の本人確認書類 ※マイナンバーカード・運転免許証・ 健康保険の資格確認書・年金手帳等のうち1点の提示が必要</li></ul>
---	--

「印鑑の登録に関する照会書」の流れ

